

千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の改正（案）に関する意見募集

【行政手続条例に基づく意見募集】

県では、大気汚染を防止するため、「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」を定め、発電等に用いるボイラー等から発生する窒素酸化物の排出抑制を図っています。特に、発電事業については排出量が多いことから、発電事業用の発電ボイラー等に対しては、さらに厳しい指導基準（以下「発電事業者指導基準」という。）により指導を行っています。

しかし、近年、電力自由化等の社会情勢の変化により、ガス機関等の発電事業者指導基準が設定されていなかった施設を用いた発電事業が行われるようになってきています。

そこで、県では、当該施設についても発電事業者指導基準を定めるため、要綱の改正を検討しています。

このたび、改正（案）を作成しましたので、下記のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施します。

1 定めようとする規則等の題名

千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱

2 根拠となる条例等の条項

千葉県行政手続条例第 34 条

3 規則等の案

千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の改正（案）

4 関連資料

千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の改正概要

5 案の公示日

平成 30 年 3 月 27 日（火曜日）

6 意見・情報提出期限

平成 30 年 4 月 25 日（水曜日）（必着）

7 意見等提出方法

別紙の意見提出様式に御記入の上、千葉県環境生活部大気保全課大気指導班まで、下記のいずれかの方法により提出してください。

電話での受付はいたしませんので御了承ください。

また、御意見を御提出いただく際、題名は「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の改正に関する意見」としてください。

なお、提出意見は、日本語を使用してください。

(1) 電子メールを使用する場合

電子メールアドレス：voc@mz.pref.chiba.lg.jp

(2) 郵送する場合

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

(3) ファクスを利用する場合

ファクス番号：043-224-0949

※下記の問い合わせ先に電話連絡した後に FAX を送付いただきますようお願いいたします。

8 留意事項

- ・皆様から提出いただいた御意見を考慮した上で、今後、千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の改正を行います。
- ・意見に対する個別の回答はいたしませんので御了承願います。
- ・個人情報、公表しません。

9 資料の入手方法等

千葉県庁ホームページよりダウンロードすることができます。

(<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/iken/2017/h30gtyoukoukaisei.html>)

また、以下の場所でも入手、閲覧することができます。

(1) 配布場所

- ・環境生活部大気保全課大気指導班（県庁本庁舎3階）

(2) 閲覧場所

- ・県政情報コーナー（県庁本庁舎2階）
- ・各地域振興事務所
- ・千葉県文書館行政資料室
- ・環境生活部大気保全課大気指導班（県庁本庁舎3階）

<お問い合わせ>

所属課室：環境生活部大気保全課大気指導班

電 話：043-223-3802

FAX：043-224-0949

千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の改正概要

平成30年3月27日

環境生活部大気保全課

1 改正の背景

県では、大気汚染を防止するため、「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」を制定し、発電等に用いる施設について、大気汚染防止法に定める排出基準よりも厳しい指導基準を設け、窒素酸化物の排出抑制を図っています。特に、発電事業については排出量が多いことから、発電事業用の発電ボイラー等に対しては、さらに厳しい指導基準（以下「発電事業者指導基準」という。）により指導を行っています。

しかし、平成28年6月の電気事業法の改正や技術の進歩により、発電事業者指導基準が設定されていなかった施設（ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関）を用いた発電事業が行われるようになってきています。

これらの施設による窒素酸化物の増加が懸念されることから、当該施設についても発電事業者指導基準を定めることが必要となつています。

2 主な改正点

ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を用いた発電事業者に対し、窒素酸化物の適正な排出抑制を指導するため、発電事業者指導基準が適用となる施設にこれらの施設を追加し、その指導基準を下表のとおり設定しました。

なお、これらの指導基準については、技術的な水準を考慮して設定しました。また、ガス機関の指導基準については、ガス燃料を使用する他の発電用施設における発電量当たりの排出量も勘案して設定しました。

追加する発電事業者指導基準(案)

| 施設の種類 | 指導基準 |
|---------|--------|
| ディーゼル機関 | 100ppm |
| ガス機関 | 40ppm |
| ガソリン機関 | 200ppm |

※ただし、小規模（3,000kW未滿）の事業所については、上表の基準を適用しない。

3 施行予定期日

平成30年7月1日

千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱

〔目的〕

第1条 この要綱は、千葉県(千葉市及び船橋市を除く)内の工場又は事業場に設置されるボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関に係る窒素酸化物の排出抑制を指導することにより、窒素酸化物による大気汚染の防止に資することを目的とする。

〔対象施設〕

第2条 この要綱の対象施設は、工場又は事業場に設置される大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号。以下「政令」という。)別表第1の1の項のボイラーのうち発電を目的として設置されるボイラー(以下「発電ボイラー」という。)及び別表第1の29の項から32の項に掲げるばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。以下「ガスタービン等」という。)とする。ただし、環境の保全に関する協定書第8条の規定による環境の保全に関する細目協定書を締結した工場に設置される施設は除く。

〔指導基準〕

第3条 発電ボイラー及びガスタービン等において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の濃度の許容限度(以下「指導基準」という。)は、別表(1)に定めるとおりとする。

2. 前項の規定にかかわらず、発電事業者(電気事業法第2条第1項第15号に規定する発電事業者をいう。)が発電事業の用に供する発電ボイラー及びガスタービンの指導基準は、別表(2)に定めるとおりとする。

3. 第1項の規定にかかわらず、発電事業者が発電事業の用に供するディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関の指導基準は、別表(3)に定めるとおりとする。ただし、これらの施設(発電事業の用に供するものに限る。)の定格出力の合計が3,000kW未満の工場又は事業場にあつては、これらの施設の指導基準は別表(1)に定めるとおりとする。

4. 発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は、前項の指導基準を遵守するために必要な対策を実施するものとする。

〔排出口の高さ等〕

第4条 発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は、建築物の高さ及び周辺の状況等を考慮し、局所的高濃度汚染が生じないよう当該施設に係る排出口の高さの確保等に努めるものとする。

〔エネルギーの有効利用〕

第5条 発電ボイラー及びガスタービン等により生産される電力(発電事業者が売電のために発電した電力を除く。)、熱及び蒸気等のエネルギーについては、工場又は事業場内で有効利用を図るとともに、工場又は事業場間利用及び地域還元に努めるものとする。

〔報告〕

第6条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、発電ボイラー及びガスタービン等の設置者に対し、当該施設の使用状況、窒素酸化物濃度その他の事項の報告を求めることができるものとする。

〔転用等〕

第7条 既設の発電ボイラーを発電事業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。)に供する施設に転用する場合は、当該転用をする日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。

2. 専ら非常時において用いられているガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を常用に転用する場合は、当該転用をする日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。

3. 事業者が新たに発電事業者に該当することとなった場合は、その届出(電気事業法第27条の27第1項に規定する届出をいう。)の日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。

4. 発電事業者の工場又は事業場において、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を発電事業に供する施設として設置、若しくは転用することにより、これらの施設の定格出力の合計が3,000kW以上となる場合は、当該設置若しくは転用をする日を設置の日とみなして第3条第3項の規定を適用する。

[製造業者等に対する指導]

第8条 知事は、発電ボイラー及びガスタービン等の製造業者・販売業者等に対しこの要綱の円滑な施行を図るため必要な指導を行うものとする。

2. 知事は、工場又は事業場に設置されるガスタービン等以外のガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関(これらのうち、専ら非常時において用いられるものを除く。)の製造業者・販売業者に対し、これらの機器に係る窒素酸化物の排出低減に努めるよう指導するものとする。

[事務の委任]

第9条 この要綱に規定する知事の指導業務のうち、政令第13条第1項に規定する政令市の長が管轄する事業場に係る指導業務、並びに政令第13条第2項に規定する指定都市の長等が管轄する工場及び事業場に係る指導業務については、当該市の長に委任する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. 平成4年4月30日までに設置されたガスタービン等(設置の工事が着手されたものを含む。)に係る別表の規定の適用については、平成6年3月31日までの間は適用せず、同年4月1日から当分の間、同表(2)(1)以外の施設の指導基準の表)ガスタービンの項中「20」とあり及び「30」とあるのは「60」と、同表ディーゼル機関の項中「100」とあり及び「150」とあるのは「950」と、同表ガス機関及びガソリン機関の項中「200」とあり及び「300」とあるのは「600」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

2. この要綱の規定にかかわらず、平成8年3月31日までに設置された施設(設置の工事が着手されたものを含む。)については、当分の間、従前の例とする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2. この要綱の規定にかかわらず、平成28年3月31日までに設置された施設(設置の工事が着手されたものを含む。)については、なお従前の例とする。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

2. この要綱の規定にかかわらず、平成30年6月30日までに設置された施設(設置の工事が着手されたものを含む。)については、なお従前の例とする。

別表(第3条)

別表(1)

| 区 域 | 特別地域 | その他の地域 |
|---------|---------|---------|
| 発電ボイラー | 40 ppm | 60 ppm |
| ガスタービン | 20 ppm | 30 ppm |
| ディーゼル機関 | 100 ppm | 150 ppm |
| ガ ス 機 関 | 200 ppm | 300 ppm |
| ガソリン機関 | 200 ppm | 300 ppm |

別表(2)

| 定格出力(万kW) | 5未満 | 5以上15未満 | 15以上 |
|-----------|--------|---------|--------|
| 発電ボイラー | 40 ppm | 30 ppm | 20 ppm |
| ガスタービン | 20 ppm | 15 ppm | 10 ppm |

別表(3)

| | |
|---------|---------|
| ディーゼル機関 | 100 ppm |
| ガ ス 機 関 | 40 ppm |
| ガソリン機関 | 200 ppm |

備考

- 「特別地域」とは、野田市(旧関宿町区域を除く)、流山市、柏市、松戸市、鎌ヶ谷市、市川市、浦安市、習志野市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市及び富津市の13市の区域とし、「その他の地域」とは、千葉県内の区域のうち特別地域以外の区域(千葉市及び船橋市の区域を除く。)とする。
- 別表の排出基準値は、次の式により算出された窒素酸化物の濃度とする。

$$C = (21 - O_n) \times C_s / (21 - O_s)$$
 - 「C」とは、窒素酸化物の濃度(単位:ppm)をいう。
 - 「O_n」とは、標準酸素濃度(単位:%)をいい、発電ボイラーはガス燃料5、液体燃料4又は固体燃料6、ガスタービンは16、ディーゼル機関は13、ガス機関及びガソリン機関は0とする。
 - 「O_s」とは、排出ガス中の酸素の濃度(単位:%)をいう。
 - 「C_s」とは、排出ガス中の窒素酸化物の濃度(単位:ppm)をいう。